

| 諮問案件   | 条例新第10条第5号案  | 諮問案件の補足説明  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>石狩市個人情報保護条例（平成10年12月15日条例第29号改正）の改正について</p> <p>・同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を利用する実施機関が、事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> | <p>実施機関（市の機関）内での利用・提供に限り、諮問を要しないとのことであるが、実施機関では個人情報を具体的にどのように取扱っているのか。</p> | <p>条例第9条（適正管理）に基づき、電子データへのアクセス権限（アカウント）を事務の遂行のために必要とする職員のみ限定し、データにアクセスできるパソコン等機器は、業務終了後必ずログアウトを行って電源を切り、ノートパソコン等は鍵のかかる場所に保管している。紙に記録された個人情報は、必ず鍵のかかる場所に保管している。</p> | <p>条例第9条（適正管理）に基づき、電子データへのアクセス権限（アカウント）を事務の遂行のために必要とする職員のみ限定し、データにアクセスできるパソコン等機器は、業務終了後必ずログアウトを行って電源を切り、ノートパソコン等は鍵のかかる場所に保管している。紙に記録された個人情報は、必ず鍵のかかる場所に保管している。</p> |  |
|  | <p>条例第10条第5号の要件に該当するかどうかの審査は誰が行うのか。</p>                                    | <p>条例の所管課である総務課で行う。当該事務の担当課は、個人情報事務登録簿の様式に当該事務の内容を記載して総務課に提出する取り扱いを想定している。総務課は、過去の審査会への諮問・審議・答申内容を踏まえて審査を行う予定である。</p>  | <p>条例の所管課である総務課で行う。当該事務の担当課は、個人情報事務登録簿の様式に当該事務の内容を記載して総務課に提出する取り扱いを想定している。総務課は、過去の審査会への諮問・審議・答申内容を踏まえて審査を行う予定である。</p>  |  |
|  | <p>条例第10条第5号の適用事例について、審査会も把握することになるのか。</p>                                 | <p>毎年度当初の審査会において、過年度の適用事例の件数と案件報告を行うことを想定している。</p>   | <p>毎年度当初の審査会において、過年度の適用事例の件数と案件報告を行うことを想定している。</p>   |  |
|  | <p>具体的にはどのような案件が条例第10条第5号に該当し、又は該当しないと考えているのか。</p>                         | <p>令和2年度の諮問案件を例に、以下の表のとおりと考えている。</p>   | <p>令和2年度の諮問案件を例に、以下の表のとおりと考えている。</p>   |  |
|  | <p>表</p>   |  |  |  |
|  | <p>諮問案件</p>  |  | <p>要件該当性とその理由</p>  |  |
|  | <p>第1回・子育て世帯への臨時特別給付金給付事務における児童手当データの目的外利用</p>                             |  | <p>○要件に該当する：児童手当所管課の子ども家庭課が、児童手当のデータを給付金給付事務に必要な項目のみ利用。給付対象者が児童手当受給者であり、迅速に対象者の利益になる給付事務を遂行できるため、当該データを利用することが相当である。</p>   |  |
|  | <p>第2回・「ひとり親世帯へ地元食材（石狩産米）の支援事業」実施に伴うひとり親医療費・児童扶養手当・生活保護データの目的外利用と外部提供</p>  |  | <p>×要件に該当しない：ひとり親医療費等の所管課から、他の実施機関である子ども相談センターを経由して外部（石狩観光協会等）にデータが提供されるので、個人情報保護審査会の審査を要する。</p>   |  |
| <p>第3回・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務における児童扶養手当・ひとり親医療費受給データの目的外利用</p>  |  | <p>○要件に該当する：児童扶養手当及びひとり親医療費所管課の子ども家庭課が、児童扶養手当・ひとり親医療費の受給者データを給付金支給事務に必要な項目のみ利用。給付対象者が児童扶養手当・ひとり親医療費受給者と大部分重なり、対象者の利益になる支給事務を効率的に遂行できるため、当該データを利用することが相当である。</p>    |  |  |
| <p>第4回・ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付再支給分）給付事務における児童扶養手当受給データの目的外利用</p>  |  | <p>○要件に該当する：児童扶養手当所管課の子ども家庭課が、児童扶養手当の受給者データを給付金給付事務に必要な項目のみ利用。給付対象者の利益になる給付事務を迅速かつ効率的に遂行できるため、当該データを利用することが相当である。</p>  |  |  |
| <p>市民の利益になる方向性で運用される場合は問題ないと思うが、市民の不利益処分に関わるような目的外利用も、すべて条例第10条第5号に該当すれば審査会への諮問が不要となるのか。</p>   |  | <p>総務課の審査において、形式的に第5号の要件に該当していても、慎重な議論を要すると考えられる場合は、審査会に協議し、審査会案件とすることもありうる。</p>   |  |  |